

第5回さいたま市障害者政策委員会会議録

日時：令和3年1月19日（火）14：00～15：40

会場：リモート形式によるオンライン開催

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 次期障害者総合支援計画案について
- 3 その他
 - (1) さいたま市ソーシャルファームについて
- 4 閉 会

配布資料

- ① 第5回さいたま市障害者政策委員会次第
- ② さいたま市障害者政策委員会委員名簿
- ③ 資料1 次期障害者総合支援計画について
- ④ 資料2 さいたま市障害者総合支援計画案
- ⑤ 資料3 「さいたま市障害者総合支援計画(素案)に対するパブリック・コメント一覧
- ⑥ 資料4 令和2年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議における「次期障害者総合支援計画素案(案)」についての主な意見
- ⑧ 資料5 さいたま市ソーシャルファームについて

出席者

委 員・・・平野委員長、赤沼委員、荒井委員、黒澤委員、小島委員、小山委員、斎藤委員、庄司委員、高濱委員、遅塚委員、長岡委員、中野委員、山崎委員、渡邊委員、渡部委員

(書面参加) 赤尾委員、榊田委員

事務局・・・参事兼障害政策課長、障害政策課施設整備係長、障害政策課ノーマライゼーション推進係長、障害政策課、障害支援課長、障害支援課課長補佐兼地域生活支援係長、障害支援課審査指定係長、障害支援課自立支援給付係長、障害者総合支援センター所長、障害者総合支援センター、福祉総務課

欠席者

委員・・・島村委員、星委員、横島委員

傍聴者の数 なし（非公開のため）

開 会

（平野委員長）

それでは、定刻となりましたので、第5回さいたま市障害者政策委員会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、障害者政策委員会にご出席いただきありがとうございます。

当初は対面ということでご案内申し上げたのですが、開催方法が緊急事態宣言も受けましてオンライン方式に変わるということで、いろいろご迷惑をおかけしまして恐縮です。

今回、この政策委員会では初めてのオンライン委員会ということで、いろいろと事務局側に不慣れな点もあるかと思いますがよろしくお願いたします。

今日の進め方なのですが、第1回のオンラインとなりますので、皆様にお願があります。本日は、多くの方にオンラインでご参加いただいておりますので、ご自身が発言をするとき以外は、ミュート設定にさせていただくようお願いします。また、ご発言をいただく際は、実際に挙手していただくか、挙手ボタンを押すなどしたうえで、委員長から指名後にご発言ください。その際、どなたが発言されたかわかるように、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

それでは、事務局から本日の出席状況についてご報告をお願いいたします。

（事務局）

障害政策課の上石と申します。

今回の委員の出席状況についてですが、オンラインでの出席委員15名、書面での出席委員2名、欠席委員3名ということでご連絡を受けております。

（平野委員長）

ただいま報告がありましたとおり、過半数の委員の方がご出席されておりますので、本日の会議は成立いたします。

続きまして、本日の会議でございますが、オンライン会議ということですので、非公開とさせていただきます、傍聴についても中止とさせていただきます。

ただし、会議録はこれまでどおり作成し、公開となります。各区役所の情報コーナーにおいて、市民の閲覧に供することとなりますので、会議資料につきましても公開したいと考えております。よろしいでしょうか。

～ 委員了承 ～

はい、ありがとうございました。それでは、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

(事務局)

障害政策課の大畑と申します。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

- ①第5回さいたま市障害者政策委員会次第
- ②さいたま市障害者政策委員会委員名簿
- ③資料1 次期障害者総合支援計画案について
- ④資料2 さいたま市障害者総合支援計画案
- ⑤資料3 「さいたま市障害者総合支援計画（素案）」に対するパブリック・コメント一覧
- ⑥資料4 令和2年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議における「次期障害者総合支援計画」についての主な意見
- ⑦資料5 さいたま市ソーシャルファームについて

以上、7点でございます。

皆様、不足等はございませんでしょうか。

～ 不足等確認 ～

本日の委員会の事務局についてですが、オンライン会議ということで、障害政策課、障害支援課、障害者総合支援センター、福祉総務課の職員のみのお出席とさせていただきます。

ります。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(平野委員長)

ありがとうございます。

それでは、今日の議題のほうでは次期計画のパブリック・コメントも終わりました、全体の最終的なものを皆さんにご確認いただきたいということでございます。先日の、ワーキンググループ、本当にご苦労さまでございました。それから、パブリック・コメント、市民会議等でいろいろと検討しました内容を踏まえて、今日、ご説明させていただきたいと思っております。

それでは、お手元の資料、少し厚いのですが、議題1として資料1、それから2のほうをご覧くださいながら、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局)

障害政策課の射場と申します。

それでは、議題1「次期計画障害者計画案」についてご説明させていただきます。

はじめに、8月に開催されました第4回障害者政策委員会から、これまでの計画策定にかかる流れをご説明いたします。

まず、第4回障害者政策委員会におきましては、委員の皆様から大変貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。皆様からのご意見を踏まえまして、素案を作成いたしました。この素案につきまして、9月に市議会への報告を行い、10月5日から11月6日にかけて、パブリック・コメントを実施したところです。パブリック・コメントの結果や、11月に開催されました地域自立支援協議会、市民会議等からいただいたご意見を踏まえ、12月に障害者総合支援計画案の案を作成し、昨年12月に開催されました第2回ワーキンググループでご意見を頂戴しながら計画策定のほうを進めてまいりました。

ワーキンググループに参加していただきました委員の皆様におかれましては、ご多忙にも関わらず、誠にありがとうございました。この場をお借りしましてお礼申し上げます。

ワーキンググループでいただいたご意見や、本市の他の計画との整合性を踏まえた修正を行いまして、本日、資料2としてお配りしております、障害者総合支援計画案を作成したところでございます。

計画策定にかかるこれまでの流れについての説明は、以上でございます。

続きまして、ここで資料1「さいたま市障害者総合支援計画案について」をご覧ください。

「1 パブリック・コメントについて」ですが、31名から、合わせて122件のご意見をいただきました。いただきましたパブリック・コメントのご意見につきましては、原文の要約や分割を行い、また、類似のご意見は集約したうえで、資料3といたしまして、

『「さいたま市障害者総合支援計画（素案）」に対するパブリック・コメント一覧』のとおり、お示ししております。

なお、パブリック・コメントでいただいたご意見につきましては、ご意見に対する市の考え方等も含めまして、3月頃公表させていただく予定でございます。

続きまして、資料1の「2 次期障害者総合支援計画に対する主な意見」をご覧ください。

資料2としてお配りしております、障害者総合支援計画案は、相当数のページとなりますので、本日は、パブリック・コメントでいただいたご意見のうち、素案から修正した箇所を中心に、市民会議、政策委員会ワーキンググループ等のご意見に触れながら説明させていただきたいと思っております。

また、説明にあたっては、計画案のページを申し上げて説明いたしますので、必要に応じて、ご参照いただければと考えております。よろしく願いいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する部分です。資料2の計画案では4ページとなります。

パブリック・コメント等において、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、いわゆる新しい生活様式が求められる中で、社会の変化に対応するための新しい支援策を追加してほしい。」といったご意見をいただいております、市民会議等におきましても同様のご意見をいただいております。

こちらにつきましては、本計画期間の令和5年度末までにおける新型コロナウイルス感染症の影響が不透明であることから、個別の事業に対して修正を行うのではなく、すべての事業において、必要に応じた配慮や支援を講じるなど、柔軟かつ適切な施策の推進を図ることといたしまして、4ページ「1計画の概要」の「(4)計画策定の視点」、本文の7行目以降のとおり、素案を修正しております。なお、現在策定中であります本市の上位計画である総合振興計画におきましても、「策定の視点」に「新型コロナウイルス感染症への対応」として、項目を設けることとなっております。

続きまして、基本目標1基本施策(1)障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進についての部分です。計画案では、63、64ページになります。

パブリック・コメントや政策委員会等におきまして、「障害者が地域で暮らしていくために、子どものころからの教育に取り組むとともに、民間事業者等に対し、差別や偏見をなくしていく施策が必要。」といったご意見や、市民会議等におきましては、「見た目ではわかりづらい障害、高次脳機能障害、発達障害、内部障害等をお持ちの方について、周知・啓発が足りない。」といったご意見をいただいたことを踏まえ、改めて、ノーマライゼーションの普及啓発を目的として開催する事業として、ノーマライゼーションカップ及び「障害者週間」市民のつどいを位置づけ、さらなるノーマライゼーションの普及啓発を図っていくこととし、64ページの③になりますが、事業名を「ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施」と変更するなど素案を修正いたしました。また、本市の上位計画である総合振興計画におきましても、「ノーマライゼーションの更なる普及・啓発」として位置づ

け、より一層のノーマライゼーションの理念の普及啓発を推進していくこととしております。

次に、ページが少し飛びまして、計画案では、73ページとなります。

基本目標2基本施策(1)④療育体制の強化と効果的な支援の推進についてですが、こちらは、パブリック・コメント等でいただいたご意見ではありませんが、以前から本市の課題となっておりました、療育センターにおける初診待ち期間の長期化及び療育センターが市西部に偏っている地域偏在を解消するため、新療育センターの設置について取り組むことを計画に盛り込むこととし、素案を修正しております。

続きまして、計画案では78ページとなります。基本目標2基本施策(2)⑫高次脳機能障害の相談支援と普及啓発についてです。パブリック・コメント等で、「高次脳機能障害者について、当事者及び家族等に対する新たな支援策を計画に盛り込んでほしい。」とのご意見をいただいたことや、ピアサポート事業の重要性を鑑みまして来年度から「ピアサポーター養成講座」を実施することとし、素案を修正いたしました。

次に、計画案では81、82ページとなります。基本目標2基本施策(3)①グループホームの整備の促進に関する部分です。こちらにつきましては、障害者政策委員会委員の皆様をはじめ、市民会議やパブリック・コメント等におきまして、「グループホームが不足している。また、計画の数値目標を見直し、もっとグループホームの整備を促進してほしい。」や、「医療的ケアや強度行動障害等の重度障害者を受け入れるグループホームが少ない。」など、非常に多くのご意見をいただいております。これらのご意見や、昨年8月末に行ったグループホームへの入居希望者に関する調査の結果を踏まえ、82ページとなりますが、令和5年度までの3年間で、1,120人分の定員を確保することといたしまして、成果指標を令和3年度900人、令和4年度1,010人、令和5年度1,120人と上方修正しております。

なお、ページが少し飛びまして、124ページ、居住系サービスの見込量と確保のための方策の(1)居住系サービスの見込量の「表 居住系サービスの実績と見込量」をご覧ください。②共同生活援助の第6期見込量につきまして、先ほどと合わせるかたちで、令和3年度860人、令和4年度970人、令和5年度1,100人に、合わせて上方修正しております。

続きまして、ページが戻りますが、計画案では83ページとなります。

基本目標2基本施策(4)相談支援体制の充実についてです。パブリック・コメント等で、「相談体制の充実について、地域部会等を活用して課題の解決に取り組むには、障害者支援センター、基幹相談支援センターだけではなく、行政機関等の関係機関との連携・協力体制がないと実現は難しい。地域性は活かしつつ、区ごとに相談支援に関する質の差がないように、取り組んでほしい。」とのご意見をいただいております。こちらにつきましては、素案の修正はございませんが、いただいたご意見を踏まえまして、地域自立支援協議会の地域部会等を活用しながら、関係機関が相互に連携し、地域の実情に応じた支援体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、計画案では84ページとなります。基本目標2基本施策(4)⑦福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実でございます。パブリック・コメント等におきましては、「福祉の複合的な課題に係る相談支援体制を10区に拡充してほしい。また、実施してみてもわかることも多いため、長期で評価していく視点が必要。」とのご意見をいただいたことを踏まえ、モデル事業における効果検証や課題の整理を行いながら、包括的な支援体制の全区拡大に向けて段階的に取り組んでいくこととし、素案を修正いたしました。合わせて85ページの⑦番、令和3年度に4区、令和4年度に10区ということで、包括的な支援体制の全区拡大に向けて、成果指標を新たに設定しております。

続きまして、計画案では86ページとなります。基本目標2基本施策(5)①障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援についてです。パブリック・コメント、市民会議等におきまして、「訪問系サービス事業所、グループホーム、相談支援事業所等、障害福祉分野に関わる人材が大変不足している。職員の待遇改善のために市独自の補助を行うなど、人材を確保するための施策を行ってほしい。」など、多くのご意見をいただいております。こちらにつきましては、素案の修正はございませんが、まずは、障害福祉サービス事業所等と連携し、障害福祉の魅力を発信する就職面談会を実施するなど、障害福祉分野に関わる人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、計画案では93ページとなります。基本目標3基本施策(2)障害者の就労支援についてです。こちらもパブリック・コメント等におきまして「障害者の雇用の場の開拓をもっと積極的に行ってほしい。」との趣旨のご意見や、「障害者の特性やニーズに合わせ確実に適切な専門機関につないでほしい。」といったご意見をいただいているところです。障害者雇用の実績のない民間事業者を訪問し、障害特性に応じた適切な支援や配慮等について理解をいただくことで、より多くの事業者の障害者雇用に結びつけるなど、障害者の就労の場の確保に努めてまいりたいと考えております。また、いわゆる「就労フロー」を活用し、適切な機関につなぐ支援を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、同じく計画案では93ページとなりますが、基本目標3基本施策(2)③障害者の優先調達の推進についてです。市民会議等で、「障害者優先調達の推進について、全庁的に取り組むとあるが、成果指標がないため、成果指標を設定してほしい。」とのご意見を踏まえ、次期の計画につきましても、改めて、障害者就労施設等からの優先調達を全庁的に積極的に取り組むことといたしまして、95ページの③成果指標に目標を設定いたしました。

次に、計画案では96ページとなります。基本目標3基本施策(3)③バリアフリー化の推進に関する部分です。パブリック・コメントにおいて、「バリアフリー化の推進について、ハード面だけでなく、体験型の教室を実施するなど、ソフト面に関する施策を行ってほしい。」とのご意見をいただいたことを踏まえ、ハード面の整備を行うだけでなく、バリアフリー体験等を通じ、支え合いの心を醸成することで、誰もが安心して快適に活動できるまちづくりを推進することとし、素案を修正するとともに、バリアフリー体験事業を所管しております、都心整備課を追記しております。

続きまして、計画案では104ページとなります。基本目標4基本施策(1)①防災知識等の普及・啓発に関する部分ですが、パブリック・コメントにおいて、「令和元年度台風19号による被害、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、大規模災害を想定した日常の連携体制づくりなどを早急に進めることが必要。」とのご意見や、浸水想定区域における障害者支援施設等の避難確保計画策定率が非常に低いことを踏まえ、本文の10行目、「さらに、多数の障害者等が利用する社会福祉施設における防災計画等の作成の中で、」と修正し、合わせて106ページの成果指標につきましても、令和5年度末までに策定率を100%とすることを目標として、「浸水想定区域における障害者支援施設等の避難確保計画策定率」を新たに設定いたしました。

さらに、106ページの④災害時における確実な情報の発信ですが、成果指標につきまして、令和3年度の目標を累計登録件数31,000件、令和4年度は累計登録件数37,000件、令和5年度は累計登録件数43,500件と上方修正しております。

次に、計画案では110ページとなります。

第3章の1数値目標(2)精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築について、パブリック・コメントや自立支援協議会等におきまして、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していくにあたり、精神病床からの退院率等を数値目標とするのは適切であったのか検証を行い、次期計画では適切な目標値としてほしい。」とのご意見をいただいたことを踏まえ、本市では、精神病床からの退院率等を目標値として定めず、訪問支援(アウトリーチ)を通じて蓄積した手法を活かして、医療、福祉等の関係機関との重層的な連携による支援体制の構築を図ることとし、素案を修正いたしました。また、参考値として「埼玉県における目標値」をページ下部に掲載しております。

次に、計画案では121ページとなります。ワーキンググループにおきまして、「表 日中活動系サービスの実績と見込量」の⑥就労継続支援B型について、第5期の実績が増加しているにも関わらず、第6期見込量の人数が減少しているのはおかしいのではないかとのご指摘をいただきました。改めて他の項目も含め見込量について、見直しを行いまして、④就労移行支援の上段の「人日分」、⑥就労継続支援B型の下段の「人数」について、修正させていただきました。

同様に、計画案の128ページとなりますが、「表 障害児等の受入れの見込量」の⑨認可保育所の人数についても、見直しを行い見込量の修正をしております。

お配りしております計画案の127ページになります。「表 相談支援サービスの実績と見込量」の⑤居宅訪問型児童発達支援の上段の「人日分」、第6期見込量でございますが、令和3年度から令和5年度まで、「230」となっていたところを、「10」に訂正しております。

さらに、第2回ワーキンググループにおいて、「第3章の各種障害福祉サービスの実績と見込量の表について、第5期の令和2年度見込量が、実績をもとに算出したものではなく、前計画5期と同じ内容をそのまま掲載していることがわかるようにしてほしい。」とのご意見をいただいております。こちらにつきましても、計画案の128ページの「表 障害

児等の受入れの見込量」を例として説明いたしますと、表の中程、第5期実績の平成30年度と令和元年度につきましては、それぞれの年度における実績が記載されております。しかしながら、令和2年度については、まだ実績が確定していないことから、現計画である第5期障害福祉計画に記載しております見込量をそのまま記載しているところです。このことがわかるよう、令和2年度の下段に「(計画値)」と新たに追記いたしました。追記前の状態ですと、令和2年度の見込量が、これまでの実績等をもとに新たに算出した令和2年度の見込み量ではないのかといった誤解を招く恐れがありましたので、ここについてはあくまでも第5期の障害福祉計画の内容をそのまま記載しているということになりますので、よろしくお願いいたします

また、資料1でお示したところ以外にも、パブリック・コメント等でいただいたご意見を踏まえ、素案を修正しております。

一例を挙げますと、計画案の10ページとなります。10ページの中ほど、基本目標3の自立と社会参加の仕組みづくり、①意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する施策でございます。パブリック・コメントにて、「手話通訳者の派遣以外にも、要約筆記者や盲ろう者向け通訳・介助員派遣も含まれているため、修正してほしい。」とのご意見をいただいたことを踏まえ、本文の2行目を「様々な障害の特性により、意思疎通や情報の取得を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者等の派遣や」に修正し、盲ろう者向けの通訳、介助員等派遣、要約筆記者が含まれていることを示すために「等」を入れさせていただきました。

続きまして、この計画が、現在策定中であります本市の上位計画である総合振興計画の部門別計画として位置づけられていることから、その整合性を図る必要がございます、素案を修正しているところがございます。

一例といたしまして、計画案では72ページとなります。

基本目標2基本施策(1)③についてです。こちら事業名を「育成支援、特別支援等の相談業務の充実」から、こちらにお示ししているとおり、「③障害児等受入れ園への支援及び相談業務の充実」に変更させていただきました。事業内容も合わせて修正しております。もともとあった計画の趣旨を大幅に変更したものではありませんので、ご承知置きたいと思っております。

また、合わせて計画案の74ページとなります。③令和5年度末までに、発達に遅れ等のある児童に支援を行う幼児教育・保育施設数を270施設まで増やしていくことを目標として、成果指標を修正しております。

この他にも、総合振興計画と整合性を図るため、各事業、特に成果指標について上方修正させていただいているものがございますので、よろしくお願いいたします。

さらに、ワーキンググループで、「全体的にユニバーサルデザインフォントに統一してほしい。」とのご意見をいただいたことを踏まえ、可能な限りユニバーサルデザインフォントに修正しております。

本日は、お時間の都合上、説明を省略させていただきますが、この他に表現ですとか表

記の統一など、文言の修正等を行っている箇所もございます。

今後は、本日皆様からいただいたご意見を踏まえまして、2月の計画の策定を目指し、手続きを進めてまいりたいと考えております。

長くなりましたが、次期障害者総合支援計画案についての説明は以上でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

(平野委員長)

ありがとうございました。今、事務局のほうから、皆様方のワーキンググループで出た意見、パブリック・コメントで出た意見、それから市民会議で出た意見を受けての修正、大分細かいところが何か所もあったのですが、それを説明していただきました。この間、いろいろな意見がたくさん寄せられまして、大分わかりました。パブリック・コメントのほうは百数十件なのですが、他の計画を見ると十数件とか、意見がないものが多いのですが、障害者計画はたくさんの方からいろいろな意見を出してもらったということで、本当にありがとうございました。もちろん全部を反映できているわけではありませんが、お手元の資料1、3、4ですね。そちらで出されたものと、それからその対応というものが出ているかたちになっているかと思います。

ここでご質問、ご意見等はございますか。

(荒井委員)

公募委員の荒井です。お礼が1点と、コメントが3点ございます。

まず、今回の計画案の中に、こちらからご提案した箇所をたくさん入れていただいたことに感謝申し上げます。特に相談支援と就労支援のところに障害特性に合わせた支援というのと、専門機関との有機的連携を図るということを入れていただけたことは、本当に私たちは心から感謝しております。

それから、今年の5月にこの新型コロナの感染を受けまして、きっとこれからはオンラインが主流になると見越しまして、さいたま市のオンラインソフトについて質問しましたところ、事務局よりZoomを使っていらっしゃるということを知りました。それから私もZoomで何度も会議をして、今日もこのようにスムーズに会議に参加することができております。的確な情報提供に心より感謝申し上げます。

では次にコメント3点の中の1点目です。

93ページから始まる就労支援事業のところの重度障害者の支援特別事業について伺います。厚労省のサイトを拝見しましたところ、この事業の対象は重度訪問介護、それから同行援護、それから行動援護の利用者となっております。この事業のさいたま市が果たした先駆的な役割を知ったうえでコメントをしたく思います。例えば、同行援護者がこの事業を利用すると、就労している途中で視覚障害になった方々が歩行訓練を受ける間の期間、同行援護を利用して会社に通勤することが可能になったり、休職中であつたとしてもその間、会社に行かなければならないことが何度か生じるのですが、そのときに大

変メリットがあったり、それから自宅でマッサージの仕事をしている人たちの就労に必要な代読代筆が受けられるといったメリットが考えられます。今現在のさいたま市の事業の実施要項を拝見いたしますと、重度訪問介護利用者のみが対象となっているようにお見受けいたします。今、申し上げたような同行援護の人たちにもメリットがある事業なのですが、このことについて市のお考えを伺えたら幸いです。

2点目です。相談支援と就労支援のところですが、先ほどの計画どおり障害特性に合わせた専門機関との有機的連携を図るところはそのままにして、個別具体的なことにつきまして、またさいたま市とご一緒に進められたらというように考えております。なぜこのような提案をしたかという、つなぎ先はできるだけたくさん持っていたほうがよいと思いますし、後は市のお立場ですとわかっているのだけれどお答えができないなどといった事情でつなぐことができないということがあると思います。その辺りのことをご一緒に、こういうときはこうしましょうというのをつくっていったらと思っておりますが、このことについての市のお考えをお伺いできれば幸いです。

また、3点目です。情報アクセシビリティのところですが、90ページです。これは委員長にお伺いするのがよいのか、事務局にお伺いするのがよいのか私もわからないのですが、この計画案とさいたま市のノーマライゼーション条例25条と、国の動き、それから埼玉県のパブリック・コメントに出ているデジタルフォーメンション推進計画案はあっているのです。ですが、今、さいたま市でパブリック・コメントに出ているさいたま市行政デジタル化計画案の中には、情報アクセシビリティも入っておらず、障害のある人に対する配慮ということもまったく入っていません。その点で、先ほど挙げたものと齟齬があります。もう1つ、ノーマライゼーション条例の第4条にある市の責務と照らしても、同じ市の計画でありながら、しかもITの計画でありながら情報アクセシビリティが入っていない、障害のある人に対する配慮が入っていないということになりますと、今、私たちが検討している次期障害者総合支援計画でいくらよい計画をつくったとしても絵に描いた餅に終わってしまう可能性が非常に高いです。こういったことが起こった場合、計画同士が合っていないということが起こったときに、これまではどのように対処していらしたのでしょうか。

(平野委員長)

今、荒井委員から3点ございました。重度訪問支援の関係、そのつなぎ先、それから3つ目が計画の関係です。事務局からお答えいただく前に、最後の計画の関係です。こちらの障害者計画ではアクセシビリティが書いてあるのに、市の行政デジタル化計画には入っていないということです。これは確かにおかしいですね。このことについては、こちらのほうに計画をどうするといえませんが、行政デジタル化計画の所管課に、この政策委員会のほうで、もし皆様方の了解がいただけたらここについては整合性を取ってほしい、きちっと障害者総合支援計画のほうにも盛り込んであるし、委員会の意見も出ているので委員会としては行政デジタル化計画の所管課のほうで然るべき対応を取ってほしいという

ことを、事務局を通じて申し入れるということによろしいでしょうか。計画をつくるのは行政デジタル化計画の所管課ですので、そこにこの政策委員会として事務局を通じて申し入れるというかたちで働きかけをしてもらいたいと思います。荒井委員、そのようなかたちによろしいでしょうか。

(荒井委員)

はい。大変心強く思います。ありがとうございます。

(平野委員長)

趣旨についてはその通りだと思いますので、強く政策委員会としてそういったことを盛り込んでほしいということをお願いするということで、では、1点目と2点目について事務局からお願いします。

(事務局)

障害支援課の春山と申します。

1つ目の重度障害者と就労支援特別事業についてお答えいたします。まず、国に先駆けまして、さいたま市では平成31年の4月から重度障害者の就労支援事業を実施いたしました。その際、対象者として、常時介護が必要な重度訪問介護を利用している方で市内に1年以上居住していること、そして週20時間以上の雇用契約があること、そして支援内容として在宅就労中の介助というようにしておりました。それが去年、令和2年の10月から国の地域生活支援事業としてできるようになり、その際さいたま市の事業の見直しを行いました。見直しを行った内容として、重度訪問介護利用者で市内に1年以上居住していること、週10時間以上の雇用契約があること、または常時介護が必要な自営業者、支援内容としては同じく在宅就労中の介護といたしました。その際に、こちらとしても委員がおっしゃったように、同行援護や行動援護、通勤や職場等における支援について現在課題としております。去年の10月から始まったばかりでありますので、全国でも現在、さいたま市以外は事業をほとんど行っていない状況です。今後、実施する自治体の増加に伴いまして、状況を見つつ同行援護や行動援護を含めた通勤や職場での支援について検討をしていくことにしております。また、現在、地域生活支援事業ということで自治体に判断を委ねられております。実施する、しないを含め、地域で格差も生じている状態ですので、法定化するように国にも求めていくつもりです。以上です。

(平野委員長)

2つ目のいろいろなところにつなげるというコメントについてはどうですか。

(事務局)

障害政策課の射場です。

2つ目のお答えをさせていただきます。本市といたしましては、荒井委員がおっしゃったケースについては、区役所の支援課や生活支援センター等を通じて、適切な支援機関等にお繋ぎすることも含め、支援を行っているものと認識しております。ですから、あえて例えば「就労フロー」のようなものを作っていくということは、考えていないところではあるのですが、計画とは別に、今後、適切な支援が行われていないようなケースがあるのであれば、具体例も含めまして個別に相談のほうをさせていただきたいと考えているところです。よろしくお願いいたします。

3つ目の行政デジタル化計画の部分について、平野委員長のほうで答えいただきましてありがとうございます。補足といたしまして、事務局におきましてもこの行政デジタル化計画について、パブリック・コメントをいただいていることは把握しております。行政デジタル化計画を所管している部署から、今後このパブリック・コメントのご意見をどのように反映させていけばよいかといった相談を受けているところでございます。事務局といたしましても、行政デジタル化計画を所管している部署と今後、調整させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(平野委員長)

1番目の重度障害者の対策については、今後もすぐにはということではないけれど、国に働きかけも含めて施行状況を見ながら、基本的に広げる方向性で考えているというかたちでよろしいですね。それから2番目については、個別に対応するということと、3つ目は担当課のほうと話をすることです。よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。これで議論が終わるのではなく、意見シートがついているので、また後でお気づきの点があれば出していただくことができます。

(高濱委員)

会議のたびにいつているのですが、全部読んだところ105ページ辺りにはICTを活用した情報システムとちょっと書いてあります。今、会社なら会社、業界なら業界、あらゆる分野でDX、デジタルの仕組みを総替えするくらい変えなければいけないみたいに、実際にも変わってきていますし、銀行やお店は全部なくしていくような方針等、とにかくみんながみんな今回のコロナ等でも授業をやろうと云って学校の先生がICTについていけないからできないといったことにならないようにしなければいけません。次の災害に向けてでも。何がいたいかという、せつかく3年分の基本方針であれば、基本方針の1つとしてデジタルの技術開発を進めていくというのは書いたほうがよいのではないかと思います。いろいろなことで変わるのに決まっているし、エストニアみたいに10年前から変わっていたことを眺めているうちに日本だけ取り残されているくらいの、ワクチン1つでもデジタル化しておけばすぐにやれたでしょうし、配分だって6万円一律じゃなくてデジタル化しておけば全部できたはずなのに日本だけ遅れているとか、いろいろな意味でできることがあるに決まっているのだけれど書かれていないのがすごく残念だと

思います。基本方針の1つに加えてもよいくらいじゃないかと強く思います。

(平野委員長)

趣旨はよく伝わりますので検討していきたいと思います。

(渡部委員)

90ページの視覚障害、発達障害の後に高次機能障害を入れていただきたいのと、前回、さいたま市の障害者社会参加推進事業で「知ってください失語症」というのを開催しました。そのとき、1月10日、コロナのときだったのですが、失語症友の会の方にZoomで参加していただいている意見を述べてもらいました。この90ページの言語障害がある方の後くらいに失語症を。失語症は埼玉県のほうから出ているものは、失語症、脳卒中や事故等で、「話す・聞く・読む・書く」といったことに困難がある人との意思疎通、支援向けの研修は今、県のほうではやっています。さいたま市も、さいたま市からの事業委託を受けて埼玉県言語聴覚士会が現在研修をやられている最中です。僕らが「高次脳機能障害さいたまこれからの道」で、Zoomで開催しましたので、この辺も90ページの中に入れていただければ助かると思っています。

(平野委員長)

①のところに失語症の人たちも含めてということですね。事務局のほうは趣旨に関して了解ですか。

(事務局)

趣旨はわかりました。

(平野委員長)

持ち帰って検討していただけますか。

(事務局)

失語症についておっしゃる通りではあるのですが、そういたしますと、90ページだけでなく、他のところにも、失語症をはじめとした様々な障害特性等を記載しなければいけないなど、計画全体に関わることでもございますので、こちらの件については事務局で検討させていただきたいと思います。

(平野委員長)

場合によっては、失語症という言葉を使うのが大変であれば、障害等によってコミュニケーションが円滑にいかない人たちに対して適切な支援をしますなど、ちょっとそのような言葉で考えていただきたいと思います。

(事務局)

検討させていただきます。

(平野委員長)

他にいかがでしょうか。

(庄司委員)

95ページですが、企業開拓により事業者が新規に障害者雇用を始めた件数、この目標がパブリック・コメントでも少ないのではないかとということで、現状が0で次の目標が1件、1件、2件となっています。パブリック・コメントを踏まえたうえで増やしたのが1件、1件、2件なのでしょう。

また、昨日か一昨日、市の障害者総合支援センターの方々が私ども企業支援部門にみえていろいろ一緒にやっていきたいと思いますということでお話をいただいたようなので、今後は現場レベルで具体的にどう連携していくか、その連携していくような施策が書かれています。国や県等の機関と有機的な連携を図るということで、実際、企業開拓を県のほうでかなり綿密にやっております。例えば、さいたま市だけでも県の雇用労働課直轄の企業開拓員という人が2名おります。その方々が100人以下の企業を新規に年間100件以上回っているのではないのでしょうか。それから、私がいる企業支援部門では、100人以上の企業さんで雇用が足りないところを回っております。私だけで北区から鴻巣まで私が担当しています。北区だけでも今年30件回っています。せっかくこのように県のほうで企業に張りついて回っていますので、連携してやっていければその数値はもっともっと上がるのではないかと思います。これは意見です。一緒に連携をしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(平野委員長)

この1件、1件、2件というところの根拠は事務局のほうでわかりますか。

(事務局)

障害者総合支援センターの宇土と申します。

今回、この企業開拓におきましては、目標としては今回の計画から入れさせていただいているところでございます。以前から県の雇用総合サポートセンターさんとご一緒させていただいて雇用の開拓のほうは雇用コーディネーターを派遣いたしまして行わせていただいているところでございます。引き続き、より一層連携のほうを深めて進めていければと思います。件数につきましては、なかなか現状で外からくる雇用というのは確かにあるのですが、自前で障害者雇用というのを開拓して進めていったという経緯が、なかなか実績が少ないということがございまして、まずは0件を現状としてカウントさせていただ

て、来年度、再来年度の件数は1件といわずよりたくさん増えていけばというのは希望としてはございますのでよろしくお願いいたします。

(平野委員長)

確認ですが、これは1件に留めるということではなく、まずは0から1にしてモデルケースをつくりたいということと、後は当然ですが1件や2件に納めるのではなく、3件、4件と進めていただくというかたちで、場合によっては庄司委員のアドバイスもいただきながら、今後、数値をもっと高くしていくということもあるということによろしいですね。ありがとうございました。

(遅塚委員)

今回、新たに追加された部分です。95ページの優先調達についてですが、今回、新たに追加していただいて225件から235件という目標を出していただいているのですが、優先調達の場合どんな統計でも大体何件でいくらかという金額が出ているのが普通です。件数だけではなくて金額も目標に加えることができないでしょうか。さいたま市の優先調達の推進方針では件数しか出ていないので、多分その絡みで金額は載せづらかったとは思いますが、やはり件数が増えるというよりも総合の金額が増えるほうが事業所にとってはありがたいので、できれば金額は入れていただけないかとお願いが1つでございます。

また、これは毎回いっているので申し訳ないのですが、大事なことなのでもう一度いわせていただきます。今回の計画案はこれでオクケーとして、次の計画をつくる時にはそれぞれの目標をもっと市民目線でわかりやすい目標に書くように、ぜひお願いしたいと思います。例えば、前回もワーキンググループのときをお願いしましたが、市の職員に手話講習会参加何人目標にするということ自体はもちろん大事な話なのですが、それが何人といわれても市民から見たら多いのか少ないのかわからないので、例えばすべての市民対象の窓口には講習会受講者を最低1人は配置するようにしますとか、そういったわかりやすい目標をぜひ設定していただきたいと思います。他にも、例えば施設監査について年間百何十件いきますといわれても意味がわからないので、監査というのはトラブルを少なくするなど、施設の運営の中身をよくするというのが本来の目標なので、何件いったというアウトプットではなく、中身の部分でアウトカムが市民に少しでもわかるような目標を設定できるように、次の計画案のときには少し最初の時点が各課とのやり取りの中で頑張っていたいただければ大変ありがたいと思います。

(平野委員長)

95ページに関しては、金額の問題は大きいので実績だけでも挙げるなり検討していただければと思います。また、全体にアウトカム、評価ですね。これで市民の生活がどう変わったのかとか、市民に対してどれだけの効果があったのか、それが見えるようにするという点についてはご指摘の通りだと思います。前段のほうはいかがですか。金額について

です。

(事務局)

障害支援課の細渕と申します。

優先調達につきまして、遅塚委員のおっしゃる通り、金額を持っているところはありませんが、まず、さいたま市としましては優先調達の推進方針に件数ということで目標を挙げさせていただいていることと、それから実はさいたま市の特殊な事情もありまして、この200件くらいの数の中に1件、それだけで大きな金額を稼いでいるような契約が1本入っております。その契約があるかないかによって金額が億単位でずれてしまうという事情があります。そういったところもあるので金額としては載せていないということが実情としてございます。

(平野委員長)

遅塚委員、よろしいでしょうか。

(遅塚委員)

内情をいわれてしまうと反論しづらくなってしまいます。ただ、本来はそういったことも含めて出していただけるとうれしいと思います。実績についても205件に対して1億6千7百7十数万というのも市としても同時に公開されていらっしゃるの、この2つがペアで動いているというのは実情なので出せないことはないのではないかと考えてはいます。ただ、確かにその1件がダメになってしまうと金額のほうのがたっと落ちるので出しづらいといわれてしまうと事情はよくわかりますが可能であればぜひ数字も入れていただけるとうれしいと思います。以上です。

(平野委員長)

他にいかがでしょうか。

(山崎委員)

先ほど、荒井委員からもあったのですが、視覚障害者の立場として意見シートにも書かせていただきましたが、地域生活支援事業の中で、1つ目、代読代筆のことも市民会議で出ていたと思うのですが、その人材の育成といいますか研修会、そのテキストのようなものを今年度の4月か、昨年度も市のほうに面談させていただいたときに見ていただくなどいろいろしているのですが、どうしても代読代筆というところの人材の育成の研修会や養成等がまだまだ運ばれていないと思います。先ほど、代読代筆に関してのところのお答えがなかったのと、通勤に関しても先ほどお話が出ておりまして、検討中ということで全国の自治体、いろいろなところとの歩行を合わせてといったようなことをおっしゃられました。この間、さいたま市にお電話したときにもいわれたのですが、昨年、ホームに転落して亡

くなった件も4件以上あったり、その辺のところ通勤に不安を感じていらっしゃるのと、うちの事業所のほうでも通勤を望んでいらっしゃる利用者さんからの依頼があったり、この転落が増えている中、防止柵もできてきてはいるのですが、さいたま市内ではまだまだ転落防止柵が線路、ホームのところでは少ない状況です。本当に怖さを感じながら一人歩きを私も含めてすることが怖くなっている中で、同行援護のほうでそれが早く利用できるように働きかけていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

(平野委員長)

今、代読代筆の部分と通勤支援の部分がありました。同行援護について働きかけてほしいということと、代読代筆についてはどのように取り組むかということがありましたが、事務局いかがですか。

(事務局)

障害支援課の細渕です。

1点目の代読代筆の支援者の養成というところにつきましては、さいたま市としては埼玉県の事業のほうで行っている事業の中で、同行援護の従事者養成研修が実施されております。その中で代読代筆の部分の研修が行われているということで、こういった研修をご案内することで代読代筆の支援者の養成につなげていきたいと考えております。県の研修の中では実際の支援の場面等想定した技能研修等もあると聞いておりますので、そういったところで必要な知識と技能を習得できるのではないかと考えております。

(山崎委員)

よろしいでしょうか。今、申し上げた代読代筆に関しては、もちろん同行援護の養成研修会に盛り込まれております。その代読代筆がテーマになって研修会の中で受講しなくてはいけないというところには入っているのですが、今、申し上げた代読代筆に関しての研修会の中でやっていることは、外出先での代読代筆です。去年、市に申し上げている私たちにとっての代読代筆は、家にきていただいていた同行援護者の従業者の家庭内で、家にきていただいていたのものです。今、同行援護はそれぞれの自宅に上がってはいけないということになっておりますので、その同行援護従業者が家庭内で1時間なり30分なり、手紙を読んでいただいたり、代読代筆をしていただいたりというお話が地域のあちこちで出てきている状況です。その辺のところをご理解いただいて、同行援護従業者の研修会の中でのことではなく、自宅に上がっていただいていた代読代筆だということをご理解いただきたいと思います。

(平野委員長)

従来のヘルパーの事業とは別枠ということですね。

(山崎委員)

そうです。同行援護従業者ができる作業として、今、外では銀行へいったり、代読も代筆も可能になっているのですが、同行援護従業者というのは家庭に上がってはできない作業ですので、その分とは別に自宅内で手紙を読んでもらったり、代読代筆をやっていただけるようにという働きが起きておりますので、その辺のところをご理解いただいて少し調べていただきながら進めていただきたいと思います。

(平野委員長)

ありがとうございました。昔はホームヘルパーの生活援助の中でこういったサービスをやることができたのですが、今の総合支援法ではなくなってしまったということがあり、確かに今いわれたように、家庭の中のそういった支援が宙ぶらりんになってしまいました。山崎委員のご指摘の通りで、視覚障害者のガイドヘルパーはやってはいけないし、ホームヘルパーはこないし、では誰がやるのかということですよ。そこは真剣に検討していただきたいと思います。

(荒井委員)

今の山崎委員のご意見に補足をさせていただきたいと思います。今年の第4回の政策委員会でも申し上げましたが、やはりこの新型コロナの感染の影響で家事援助の方に代読代筆を依頼してしまうと肝心の家事援助が受けられないということで、本当に悲鳴のようなお声がたくさん上がってきております。何とか応援していただきたいというのが1点です。

それから、先ほど出ました同行援護を通勤で使うという点なのですが、これは平成19年度の厚労省の課長会議資料を拝見したのですが、そこに就労途中で視覚障害者になった労働者をできる限り離職させないようにしなければいけないということが記載されました。厚労省の記載もありますので、そこも考慮に入れていただきまして、ぜひ就労する障害者がそのまま仕事が続けられるように、さいたま市におかれましてもお力添えをいただけたら本当にありがたく思います。

(平野委員長)

ありがとうございました。同行援護については、真剣に考えなければならないと思っています。余談ですが、去年のコロナの時期に、実は今もそうなのですが、一番落ち込んでいるのが同行援護と短期入所なのですね。短期入所に関しては感染が怖くてなかなか短期入所を利用するのが難しいと、それから施設のほうも受け入れるのが難しいということで、すごく落ち込んだのと、もう1つは同行援護の落ち込みも激しいですね。全国的に見ると、これはどうしても密なのですよ。当然、すごく近いところで接してやるのと、それから長時間移動するということで、やはりガイドヘルパーの側も利用する側もみんな意識せざるを得なくなってもものすごく数が減っています。また、研修会が軒並み中止になってしまいました。手話通訳も試験が中止になってしましまして、供給が大変な状況になっていま

す。これについては状況を調べながら対応を別段考えていっていただきたいということだと思います。この辺に関しては、今、荒井委員もいわれたのですが、まず現状のほうをよく調べていただいて対応を考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(小山委員)

76ページの④なのですが、心身障害者医療費の給付があります。この④の内容ですが、今、県と市に交渉中のはずです。どちらも心身障害者手帳2級までを医療費の助成ということでお話が途中までいっている状況なので、これは令和5年度までの計画案の中にこのように書かれてしまうとどうなるのかなと疑問に感じております。

また、もう1つ精神障害者の例えば相談の窓口や救急の扱い方等、いろいろな部分で確かにこのようにします、実施しますといろいろ書いてあるのですが、まったく実情と伴わないとか、深まらないとか、精神障害の場合その辺がとても問題なのですが、書いてあることが実際に利用したらそれがちゃんと解決にならないという、そういった実情がいろいろなところずっと出ております。市のほうも精神障害に対してもっと深まった政策というものを次の段階には支援を考えていただきたいというのが私どもの願いです。精神障害の場合とても遅れているというのが私の気持ちで、どこからお話してよいのかわからない、書いてはあるけれど実情が伴わないということがあります。ですから、私も今回これを質問するにあたって、何をどこからいえばよいのかわからないくらい問題点がたくさんあるというような気持ちでおります。

(平野委員長)

ありがとうございます。これは全体で確認したいのですが、76ページの④のところですが、これに関してはここに精神障害者保健福祉手帳が1級所持の方と書いてありますが、2級、3級の方に範囲が広がるということを否定するものではまったくありませんし、むしろそういったことは、今後制度が変わっていったら、それは当然計画のほうを変えていくという理解でいるということで、皆様方にもそういった理解でいきたいと思います。今までも他の制度が変われば当然計画もそれに合わせて変わるので、要望があればそれで検討していただいて、それが実現したらこちらの計画を変えていくということで、この計画を根拠にしてご意見を却下するということはないということで、そこは確認していきたいと思っております。それから、この計画に書いてあるけれど実態が伴っていない、これは今指摘された⑦、⑧だけではなく、他にもたくさんあると思います。ここは逆にいえば、毎年評価をしますので、その評価の場面でご意見をいただいて通知表をつくるので、そのときに計画はあるけど実態はできていないよということを市のほうに言っていくという、それが私たちの役割だと思っています。そのようにしていきたいと思っております。これは皆様方にもご確認していただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。あくまでも計画に書いてあるから1級しか認めないということではなく、要望で広がればむしろそれは計画に反映するのだというスタンスでいきたいと思っております。これは確認してよろしいで

しょうか。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。それでは、時間と進行の関係で、まだいろいろとご意見があると思いますが、後で事務局から説明があると思いますが、送られた紙の中に意見シートがあると思います。そちらのほうを出していただければ反映することができます。それから、今日出たご意見につきましても、持ち帰ってまた決定して皆様方に連絡したいと思いますのでよろしく願いいたします。

【書面参加委員からの意見】

(赤尾委員)

8 ページの基本目標 2 の①ライフステージを通じた切れ目のない支援について、スムーズに継続した支援が受けられるようお願いしたい。

また、幼児期に勧められた「潤いファイル」について、各機関でもっと周知してほしい。

7 3 ページの基本目標 2 基本施策 (1) ④療育体制の強化と効果的な支援の推進において、「新療育センターの設置について取り組みます」とあり、療育を希望している保護者の立場からはとても有難いが、初診待ち期間の長期化が早期に解消されるわけではないので、引き続き療育体制の強化に取り組んでほしい。

市民会議等の場で意見として挙げられているが、障害者理解、障害理解について、まだ理解が十分ではないため、障害者が生活する上で、「不便な思い」よりも「嫌な思い」をすることが多くある。心のバリアフリー化を第一に、ぜひとも理解ある社会のまちづくりをお願いしたい。

(榊田委員)

次期障害者総合支援計画案をはじめ、資料について確認いたしましたが、特に意見はありません。

【ここまで】

(平野委員長)

それでは、報告事項になります。資料 5 のほうで、その他の (1) さいたま市ソーシャルファームについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

障害者総合支援センターの矢部と申します。

その他といたしまして、ソーシャルファーム事業の経過報告をいたします。

まず、わーくはぴねす農園さいたま岩槻についてご報告いたします。

前回の委員会でもご報告いたしましたが、隣接地に増設されました拡張分につきましては、2棟、15区画が完成いたしまして、昨年8月下旬から順次稼働し始め、12月中には全7社15チームで、45人の障害のある方が就労しています。既存の農園と合わせますと、岩槻全体として21社50チーム、150人の障害のある方が働いております。うち、市内在住の方は、既存分で88人、拡張分で24人、合計112人となっております。全体といたしましては74%を占める割合となっております。また、これまでにお辞めになられた方は、昨日確認いたしまして、1人増えまして5人ですので、高い定着率といえるのではないかと考えております。

引き続き、エスプールプラス社と調整を図り、この農園で働く障害のある方が、生きがいを持って長く働ける環境づくりを進めてまいります。

続きまして、与野本町コミュニティセンターにおける喫茶コーナーについてご報告いたします。お手元の資料5をご覧ください。

喫茶コーナーの事業者募集につきましては、障害の特性を熟知し、クッキーやパンといった食品の販売も手掛けている事業者が多いことから、就労継続支援A型・B型の事業所に対して事業の案内をいたしまして、そのうち本事業に興味を示された4事業者からお声をかけていただきました。結果的には応募された1者によるプロポーザルとはなりませんが、運営事業者選定委員会を開催し、社会福祉法人埼玉福祉事業協会が選定されました。

ただ今、コミュニティセンターにおいて、運営開始に向けた工事が進められているところでございまして、2月中にはオープンする予定となっております。

最後となりますが、事業目標の3つ目のソーシャルファーム創設支援につきましてご報告いたします。

昨年度末から、さいたま市内に事業展開を進めようとしていた特例子会社と交渉を続けてまいりましたが、創設支援には至りませんでした。期限となる年度末までに、わずかではございますが、引き続き、残り1つの創設支援を検討してまいります。

その他といたしましては以上となります。

(平野委員長)

ありがとうございました。1つ目は岩槻のソーシャルファームの状況の報告、2つ目は資料5にございますが、与野本町のコミュニティセンターの喫茶コーナーが、ソーシャルファームパート2ということで近々オープンするという事になっていると思います。ここはもともと旧与野市の身体障害者福祉協会のほうがここに喫茶店を持っていて、与野市の育成会のメンバーがそこで仕事をしていたという、そういった意味では本来障害を持った人たちが活躍していた場が戻ってきたというかたちになると思います。3つ目としては、新しいところは残念ながら実現に至らなかったということですが、何かご質問、ご確認はございませんか。

(遅塚委員)

1つ教えていただきたいのですが、お辞めになった方が5人いらっしゃるというお話でした。辞めた人ではなくて、ここのソーシャルファームから例えば本社のほうに異動したとか、そういった方は何人いらっしゃったか、実績は把握するように気をつけていただければと思います。ノーマライゼーションの観点からいうと、そういう道があるソーシャルファームであるということは大事ですし、それは前も訪問したときにエスプールプラスの方も社員の方も同じことをおっしゃっていて、全国ではそういう実績が何件もあるというお話もいただいていたので、ぜひ辞めた方の人数だけではなくてそういう方もいるかどうか、会社にご確認いただいたほうがよいかと思います。

(平野委員長)

ありがとうございました。それが本当の実績ですね。事務局のほうもそれをお願いいたします。

とりあえず今日の準備した議題は以上でございます。事務局から最後にご連絡はありますか。

(事務局)

障害政策課の大畑です。

本日は初めてのオンラインでの会議ということで、会議の冒頭にはスムーズに会議を開催することができず、皆様方にはご迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。今後、オンライン会議を実施する際にはこのようなことがないように留意いたしますのでご容赦いただきますようお願いいたします。

また、先ほどお話のありました意見シートについては、1月22日の金曜日までの提出を、大変お忙しい中申し訳ございませんがよろしくをお願いいたします。

次に、次回の第6回政策委員会ですが、3月16日火曜日の開催を予定しております。開催方法や議題について、詳細が決まりましたら改めてご連絡させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

(平野委員長)

ありがとうございました。今回、第1回目のオンラインということで、いろいろ細かいことを考えなければならないことがあると思いますが、今後、もしオンラインでやるのであれば画面共有をして資料を映し出して説明をすとか、いろいろやり方も考えてもらいながら、高濱委員からももっとICTのことを考えてほしいとの意見もございましたので、ICTの持っているメリットを活かしたような運営の仕方も検討していただきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、第5回さいたま市障害者政策委員会を閉会させていただきます。

きます。この時間では思ったことや気がつかないところもあったかと思しますので、その辺は意見シートを出していただければ、それを次回の委員会に反映させていきたいと思えます。よろしく願いいたします。委員の皆様には会の進行にご協力いただきましてありがとうございました。以上で終わりにしたいと思います。ご苦労さまでした。